

日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業

令和4年度予算額 1.6億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 近年、大学・公的研究機関・企業等による研究から生まれた最先端技術を、スタートアップが事業化していくことが活発化しています。
- 最先端技術に関連する産業についてはグローバル需要の成長が見込まれているところ、事業展開が見込まれる国・地域の特許権が取得できていない状態では、当該国・地域における事業を持続的に行うことが困難となります。
- 本事業では、スタートアップにおいて事業化を予定している最先端技術に係る特許出願人のうち海外への特許出願比率が低い者による海外出願案件について、その出願費用（海外特許庁への出願手数料、翻訳費用、海外出願に要する国内代理人・現地代理人費用）を助成することにより、最先端技術を事業化するのに必要な海外における権利取得を促進します。

成果目標

- 助成した出願に関する海外知財取得率70%（審査結果判明分）を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

支援対象案件の採択の概要

- 海外出願助成を希望する申請者（海外への特許出願率が低い者に限定）のうち、スタートアップにおいて事業化を予定している海外出願案件を民間団体等が募集・選定し、支援対象案件を採択します。
- 支援対象の選考基準
 - ・ 出願先での権利取得の可能性
 - ・ 出願先における市場性や事業性
 - ・ 自身の保有特許権の他者への実施許諾率 等

助成の概要

補助率：1/2

補助金上限額：1出願あたり150万円

※ 1申請者あたり年間30件の採択を上限。ただし、事業の実施状況等を勘案して年度途中に見直す場合があります。

補助対象経費：

- ・ 海外特許庁への出願手数料
- ・ 翻訳費用
- ・ 海外出願に要する国内代理人・現地代理人費用